



# 緊急事態!!

## 労災死亡事故多発中

### 8月下旬以降14人が死亡

令和4年8月24日から11月17日までの期間において、14件もの労災死亡事故が発生しています。（事故の詳細は裏面参照。）

静岡労働局では、このような状況の中、12月1日から令和5年1月15日まで「静岡年末年始無災害運動」を県下一斉に展開致します。

事業主の皆さまにおかれましては、労働安全衛生関係法令の遵守はもとより、次の労働災害防止対策の実施状況を今一度ご確認くださいますようお願いいたします。

#### 労働災害防止のためのチェックリスト

##### ①安全衛生管理体制について

- 事業場の安全衛生管理体制が整備されているか。
- 安全衛生管理者、作業主任者、職長等事業場の責任者から業務の遂行状況を報告させ、必要に応じ実施状況について指導ができているか。

##### ②「5S」について

- 整理、整頓、清掃、清潔、しつめの「5S」について徹底されているか。

##### ③リスクアセスメントについて

- 職場に存在する多種多様な危険性又は有害性の特定ができているか。
- 特定した危険有害性をもとに、リスクの見積もりができているか。
- 見積もりしたリスクをもとに、リスク低減対策ができているか。
- リスク低減後の作業計画となっているか。

##### ④日常的な安全衛生活動について

- KYT（危険予知訓練）やヒヤリハット活動が実施されているか。

##### ⑤安全衛生教育について

- 雇入れ時教育、作業内容変更時教育、特別教育、職長教育等の各種教育が行われているか。

##### ⑥健康管理について

- 作業前に体調不良等の異常がないことの確認ができているか。
- 労働安全衛生法に基づく各種健康診断を実施しているか。

## 《労災死亡事故状況詳細》

発生日	業種	年齢	発生状況
8月24日	建築工事業	60代	店舗改修工事において、天井の電灯の配線替えのため、脚立足場（作業床の高さ約1.8m）に乗り、電灯の取付作業をしていたところ、背中から床面に墜落し死亡した。
8月30日	その他の事業	70代	顧客の自家用車を代行で運転し、目的地に到着したため、随伴車に乗ろうとした際に深さ1m程度の用水路に転落し死亡した。
9月6日	土木工事業	60代	4tダンプトラックの荷の載せ替え作業時に、駐車のために後進していたダンプトラックと停車していたドラグ・ショベルとの間に挟まれ死亡した。
9月20日	その他の事業	50代	台風14号通過に伴う点検作業を駅舎外壁部に設置された点検デッキ上にて行っていた際に、デッキ床面に異常が確認されたため近づいたところ、床面が抜け約9.5m下の線路上に墜落し死亡した。
9月23日	その他の事業	60代	浜松市内の県道にて交通誘導をしていたところ、トラックにはねられ死亡した。
9月23日	その他の建設業	50代	脚立と庇の間に渡した足場板の上で配管の切断を行っていたところ、加圧されていた配管内の空気が噴き出し、勢いで約2.5m下の地面に墜落し死亡した。
9月27日	土木工事業	50代	台風15号の影響で県道に流れ出た土砂の撤去作業を行っていたところ、排水管から大量の水が噴き出し約20m下に転落し死亡した。
9月28日	その他の工事業	30代	浜松市内の工事現場に向かう途中、東名高速豊田JCT付近で停車していたところ、後方から来たトラックが荷台のガスボンベを道路上に散乱させた。ガスボンベが落下した衝撃により発生した爆発火災により火傷を負い死亡した。
10月12日	土木工事業	10代	河川敷にて、伐木等を不整地運搬車で運搬する作業等を行っていたところ、オペレーターが乗ったまま不整地運搬車が川に転落し死亡した。
10月17日	土木工事業	70代	台風15号の影響に伴う農道の補修工事の際に、地面をドラグ・ショベルのバケットの背で押さえつけ締め固めていたところ、農道の一部が崩壊し、乗っていたドラグ・ショベルとともに約2.8m下の地面へ転落し死亡した。
10月18日	窯業土石製品製造業	40代	後退してきたフォークリフトと停車していたトラックとの間に頭を挟まれ死亡した。
10月19日	食料品製造業	70代	浄化槽のメンテナンスを行っていた被災者が行方不明になり、翌日浄化槽内で発見され死亡が確認された。
10月26日	建築工事業	70代	民家に付属するウッドデッキを解体中、ウッドデッキのフェンスを取り外す作業を行っていたところ、ウッドデッキが崩れ、乗っていた2名が約3.6mの高さから墜落し、うち1名が死亡した。
11月17日	化学工業	40代	電線用の被覆材の原材料を押し出す機械のホッパーに残存した原材料を手工具を用いて掃除していたところ、ホッパー内の回転中のスクリュ部分に右肩から手の先まで巻き込まれ死亡した。

●上記14人中8人が工事現場で死亡！！  
建設業の安全対策に関してガイドライン等を公表  
しています。詳細は⇒



●高齢労働者の安全衛生対策について  
「エイジフレンドリーガイドライン」を公表して  
います。詳細は⇒



# 『車両系建設機械災害』を防止しましょう!!

静岡労働局

静岡県内の建設現場では車両系建設機械による死亡災害が多発しています!!



## 平成25年以降の 車両系建設機械による死亡災害事例

No	業種	事故の型 起因物	発生状況
1	土木工事業	はさまれ、巻き込まれ 掘削用機械	ドラグ・ショベル（移動式クレーン仕様を掘削モードで使用）を用い、U字溝を吊って移動させていた。所定の位置にて吊っていたU字溝を地面に置き、玉外しを行っていた被災者がバケットとU字溝の間にはさまれた。
2	土木工事業	はさまれ、巻き込まれ 掘削用機械	路面の高さを揃える作業中、ドラグ・ショベルで路面を削ったり盛土したりするため、前進と後進を繰り返していたところ、ドラグ・ショベルの後方でしゃがんでいた被災者に気づかず、後進してきたドラグ・ショベルに轢かれた。
3	建築工事業	飛来、落下 掘削用機械	アース・オーガーのロットを地面に降ろすため、ロットを玉掛けし、ドラグ・ショベル（移動式クレーン仕様を掘削モードで使用）のバケットのフックに1本吊りて移動させ、ロットの片方を地面に付け、反対側を下げ始めてた際に、フックからワイヤーが外れロットが地面に落下し、その場にいた被災者が下敷になった。
4	その他の 建設業	墜落、転落 掘削用機械	放置されていたドラグ・ショベル（機体総重量約2.9トン、バケット容量0.08m <sup>3</sup> ）を、資材置場に移動するため、トラック（積載荷重4トン）の荷台に載せようとしたところ、ドラグ・ショベルがアスファルト路面上に転落して、被災者がドラグ・ショベルの下敷きとなった。
5	土木工事業	激突され 掘削用機械	ドラグ・ショベルを用いコンクリートブロックを川沿いに敷き並べる作業において、ドラグ・ショベルの運転者がエンジンをかけたところ、ドラグ・ショベルが左旋回し、コンクリートブロックの近くにいた被災者が、バケット部とコンクリートブロックの間にはさまれた。
6	土木工事業	激突され 掘削用機械	法面造成工事にてドラグ・ショベルに専用のつり具を用い、37kgのブロック28個を高さ約4.5mの位置から降ろす作業を行っていたところ、ドラグ・ショベルがバランスを崩し転落し、下方にいた労働者にバケットが激突した。なお、当該ドラグ・ショベルは移動式クレーン仕様であるが、掘削モードのまま定格荷重0.9トンに対し、1トンを超える荷重の荷を吊っていた。
7	土木工事業	はさまれ、巻き込まれ 掘削用機械	用水路の浚渫工事の準備中、被災者はドラグ・ショベルのバケットとコンクリート壁の間を通り抜けようとした際、バケットが急に動きだし、壁との間に挟まれた。災害発生時オペレーターは用水路内にバケットを降ろそうと、頭上の電線との間隔を確認するため天窓を開けようと運転席で中腰になった際、左足が操作レバーに接触しバケットが動いてしまった。
8	建築工事業	はさまれ、巻き込まれ 高所作業車	工場増築工事において、高所作業車のバケットに乗った被災者（一人作業）は、鉄骨梁のボルトの本締め作業中、バケットと鉄骨梁との間に頸部をはさまれた。

# 災害事例からみた災害防止を徹底するための基本事項

## ○車両系建設機械を使用する作業について以下の作業計画を作成し、ホワイトボードで明示するなどにより関係労働者に周知しましょう

- 使用する機械の種類及び能力
- 運行経路(運行経路の安全の確保を含む)
- 作業方法(クレーンモードで作業する場合にはつり荷の重量・作業半径の確認等)
- 誘導員の配置及び合図等

## ☆接触による危険防止対策

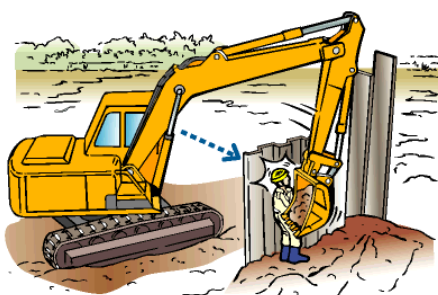
- 旋回範囲を明確にするため、バリケードの設置等の措置を講じ、関係労働者に周知し、旋回範囲内への立入禁止を徹底しましょう
- 誘導者を配置する場合には、担当者を明確にし、合図による作業を徹底しましょう

## ☆転落防止対策

- 事前に作業場所の地形・地質等を十分調査しましょう
- 路肩の崩壊防止、地盤の不同沈下防止、必要な幅員の保持を徹底しましょう
- 路肩等での作業の際には、誘導者を配置し、合図による作業を徹底しましょう
- 移送のためトラックに積卸しする場合には、平坦で堅固な場所で行うとともに、道板を使用するときは十分な長さ、幅及び強度を有する道板を使用する等安全を確保しましょう
- シートベルトを必ず装着しましょう

## ☆用途外使用禁止の徹底

- 車両系建設機械による荷のつり上げ等用途外使用の禁止を徹底しましょう
- クレーン機能付きドラグ・ショベルで荷のつり上げ作業を行う場合には、必ずクレーンモードに切り替えるとともに、必ず安全装置を有効な状態にして使用しましょう
- クレーンモードで使用する場合には、つり上げ荷重に対応した有資格者等による運転操作、玉掛けを実施するとともに、つり荷の重量に基づき定格荷重の範囲内で作業半径に対応した能力を有する機械を使用しましょう



# 『クレーン機能付きドラグ・ショベル』 による**死亡災害が多発**しています!!

## 法律 法令上の位置づけ

クレーン機能付きドラグ・ショベルを用いたクレーン作業については、労働安全衛生法施行令第1条第8号に掲げる「移動式クレーン」の適用を受けます。したがって、労働安全衛生関係法令の車両系建設機械及び移動式クレーンに係る規定の両方が適用されます。

## 資格 運転資格について

クレーン作業を行う場合 → **移動式クレーンの運転**

つり上げ荷重 1 t 以上 5 t 未満	小型移動式クレーン運転 <b>技能講習</b> 修了者 移動式クレーン運転士免許
つり上げ荷重 1 t 未満	移動式クレーン運転 <b>特別教育</b> 修了者 移動式クレーン運転 <b>技能講習</b> 修了者 移動式クレーン運転士 <b>免許</b> 取得者

ドラグ・ショベルを運転操作する場合 → **車両系建設機械（整地等）の運転**

機体重量 3 t 以上	車両系建設機械運転 <b>技能講習</b> 修了者等
機体重量 3 t 未満	車両系建設機械運転 <b>特別教育</b> 修了者 車両系建設機械運転 <b>技能講習</b> 修了者

## 作業

### クレーン機能付きドラグ・ショベルを用いて クレーン作業を行う場合の注意事項

- ★ **必ずクレーンモードに切り替えて**から、クレーン作業を行きましょう。
- ★ 小型移動式クレーン、**玉掛け作業者の資格を確認**しましょう。
- ★ **回転灯の点灯を確認**しましょう。



# ドラグ・ショベル(バックホウ)を用いたクレーン作業は 「用途外使用」であり大変危険です !!

**ドラグ・ショベル(クレーン機能を有しない)でのクレーン作業は大変危険で用途外使用(原則禁止)となります。つり上げ作業を行う際には、移動式クレーン又はクレーン機能付きのドラグ・ショベルで行いましょう!!**

## 法律

## 労働安全衛生規則第164条

事業者は、車両系建設機械を、パワー・ショベルによる荷のつり上げ、クラムシェルによる労働者の昇降等当該車両系建設機械の主たる用途以外の用途に使用してはならない。

2 前項の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しない。

一 荷のつり上げの作業を行う場合であつて、次のいずれにも該当するとき。

イ 作業の性質上やむを得ないとき又は安全な作業の遂行上必要なとき。

ロ アーム、バケット等の作業装置に次のいずれにも該当するフック、シャックル等の金具その他のつ

り

上げ用の器具を取り付けて使用するとき。

(1) 負荷させる荷重に応じた十分な強度を有するものであること。

(2) 外れ止め装置が使用されていること等により当該器具からつり上げた荷が落下するおそれのないものであること。

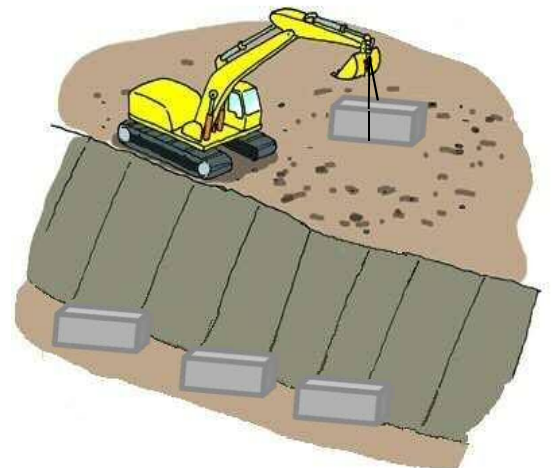
(3) 作業装置から外れるおそれのないものであること。

二 荷のつり上げの作業以外の作業を行う場合であつて、労働者に危険を及ぼすおそれのないとき。

## 事例

## 「用途外使用」の災害事例

法面造成工事において、ブロック積み作業を行っていた。ドラグ・ショベル(クレーン機能を有しない)でブロックの運搬作業中、吊っていたブロックを高さ4.5mの位置から降ろそうと旋回したところ、ドラグ・ショベルが転落し、下でドラグ・ショベルの誘導をしていた労働者にドラグ・ショベルのバケットが激突し死亡した。



# 足場を設置する際は、 「より安全な措置」等に取り組みましょう



建設業で発生する死亡労働災害のうち、  
**約45%は、墜落・転落災害**によるものです。

▶ 墜落・転落災害を防止するため、下の2点を確実に実施してください。

労働安全衛生規則の徹底

→ P 4 参照

「より安全な措置」等の実施

→ P 2・3の(1)(2)(3)

## 建設業における労働災害の発生状況

図1  
死亡災害の事故の型別内訳（平成28年）

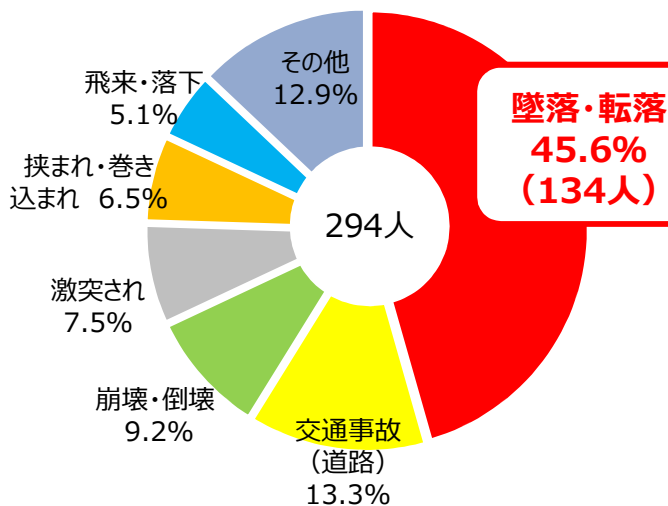
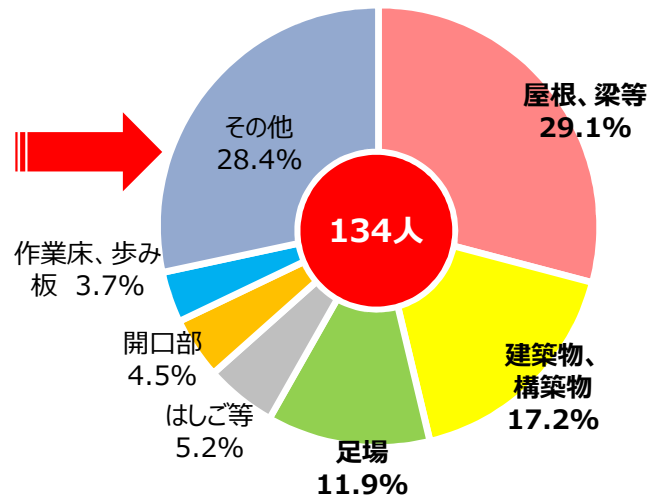


図2  
墜落・転落災害の発生箇所（平成28年）



厚生労働省では、平成29年12月から平成30年1月まで、  
「建設業における墜落・転落災害防止対策強化キャンペーン」  
を実施しています。

**No more! 墜落・転落災害 @建設現場**



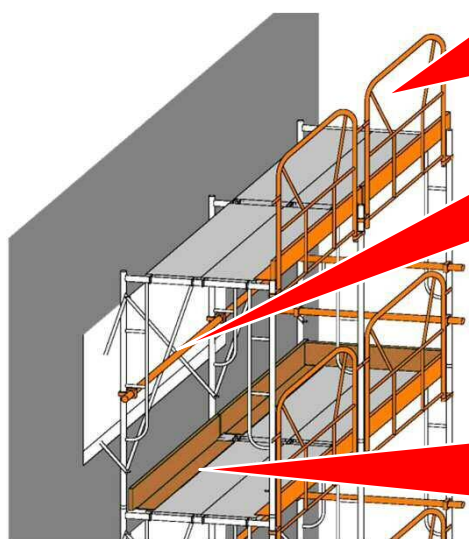
# 「より安全な措置」等について

厚生労働省では、足場からの墜落・転落災害の一層の防止のため、「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」を策定し、この中で、**労働安全衛生規則**（※）の**確実な実施に併せて実施することが望ましい「より安全な措置」**等を示しています。（※）P4参照

## （1）足場からの墜落防止措置の実施

足場からの墜落災害を防止するため、以下の「より安全な措置」を講じましょう。

### わく組足場



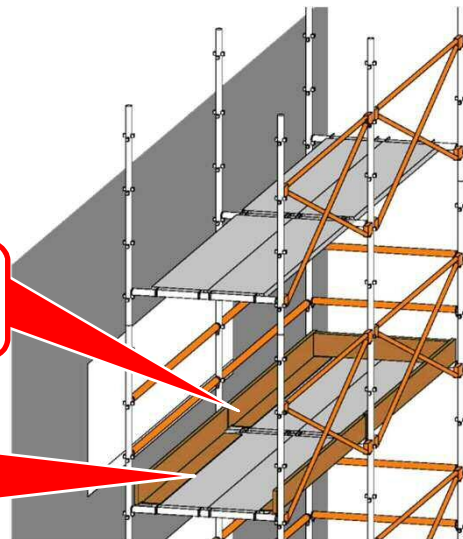
手すり、中さん及び幅木の機能を有する「手すり先行専用型足場」の設置

上さんの設置

手すり等、及び中さん等に加え、幅木の設置

床材は建地と隙間を作らないよう設置  
(図は床付き幅木の例)

### その他の足場



## （2）「手すり先行工法」及び「働きやすい安心感のある足場」の採用

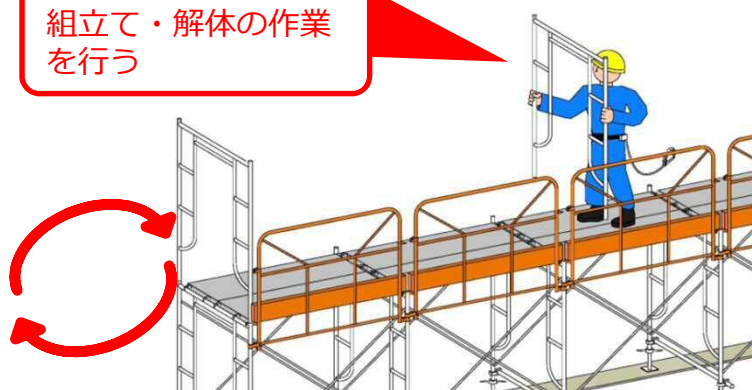
足場の組立、解体時、及び使用時の墜落災害を防止するため、「**手すり先行工法等に関するガイドライン**」※に基づいた手すり先行工法による足場の組立て等の作業を行うとともに、働きやすい安心感のある足場を設置しましょう。

※ガイドラインは、厚生労働省ホームページに掲載しています。「手すり先行工法」については、次頁参照。

### わく組足場

最上層の一層下から手すりを設置

手すりがある状態で組立て・解体の作業を行う

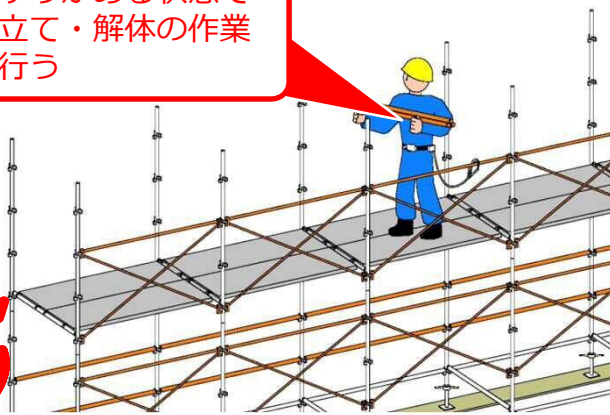
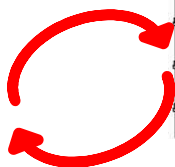
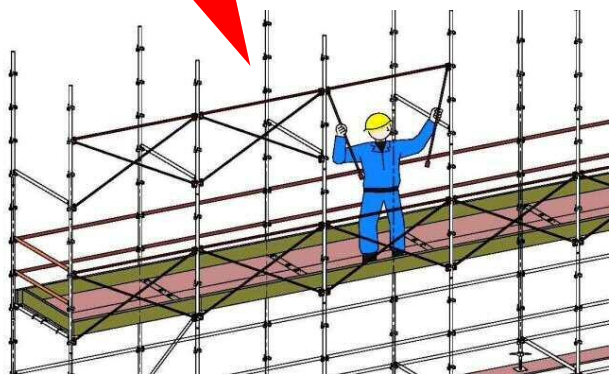




## その他の足場

最上層の一層下から  
手すりを設置

手すりがある状態で  
組立て・解体の作業  
を行う



## 手すり先行工法とは

足場の組立て・解体時の最上層からの墜落防止措置として効果が高い方法の一つに、手すり先行工法があります。手すり先行工法とは、**足場の組立時に作業床に乗る前に適切な手すりを先に設置し、かつ、解体作業時にも作業床を取り外すまで手すりを残しておく工法**です。

## (3) 足場の安全点検の確実な実施

足場の種類に応じた**チェックリスト等を活用して、安全点検を確実に実施してください。**

点検の内容例 一わく組足場用一

点検事項	点検の内容
1 床材の損傷、取付け及び掛渡しの状態	①床材の取付状態は計画通りか ②床付き布わくは変形したり、損傷していないか ③つかみ金具の外れ止めは確実にロックされているか ④床材と建地の隙間は12センチメートル未満(※)か ⑤床付き布枠は建わくに隙間なく設置されているか ⑥.....
2 建地、布、腕木等の繋結部、接続部及び取付部の緩みの状態	①建わく、布わくの取付状態は計画通りか ②建わくは、アームロック等で確実に接続されているか ③脚柱ジョイント、アームロックはロックされているか ④建わく、布わくの取付部に緩みはないか ⑤.....

足場等の種類別点検チェックリスト( ) 足場用一(注1)

足場等点検チェックリスト

工事名( )	工期( ) (注2)
事業場名( )	
点検者職氏名( ) (注3)	
点検日	
点検実施理由(悪天候後、地震後、足場の組立て後、一部解体後、変更後) (その詳細) (注4)	
足場等の用途、種類、概要( ) (注5)	

点検事項(注6)	点検の内容(注7)	良否(注8)	是内容(注9)	確認(注10)
1 床材の損傷、取付け及び掛渡しの状態				
2 建地、布、腕木等の繋結部、接続部及び取付部の緩みの状態				
3 繋結材及び繋結金具の損傷及び				

足場の組立て、変更時等の点検実施者は、下記に該当する方等の**十分な知識・経験のある方**を指名しましょう。また、足場の組立て等の作業に直接従事した以外の方が行うことで**客観的で的確なもの**としましょう。

- 足場の組立て等作業主任者で、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している方
  - 労働安全コンサルタント(試験の区分が土木又は建築の方)など、労働安全衛生法第88条に基づく足場の設置等の届出についての「計画作成参画者」に必要な資格がある方
  - 全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」を受けた方
  - 建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた方
- 点検実施者について、チェックリストの「点検者職氏名」欄へ記載しましょう。

**作業開始前の点検は、職長等当該足場を使用する労働者の責任者から指名しましょう。**

**チェックリストや資料は、厚生労働省のホームページからダウンロードできます。**

- 足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱(別添:「より安全な措置」等について)  
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11300000-Roudoukijunkuyokuanzeniseibu/0000088456.pdf>
- リーフレット「手すり先行工法及び働きやすい安心感のある足場」  
<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/0906-3.html>

# (参考) 「労働安全衛生規則」に基づく足場における墜落防止措置

## ● 通常作業時における足場の墜落防止措置 (安衛則第563条)

### わく組足場

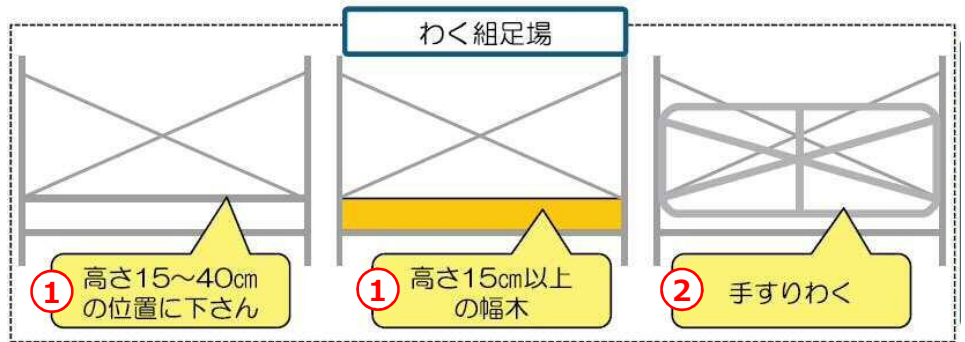
#### ①または②のいずれかの措置

#### ① 「交さ筋かい」 + 「下さん※」 または「高さ15cm以上の幅木」

※下さんの位置 = 高さ15~40cm

または、

#### ② 「手すりわく」



### その他の足場

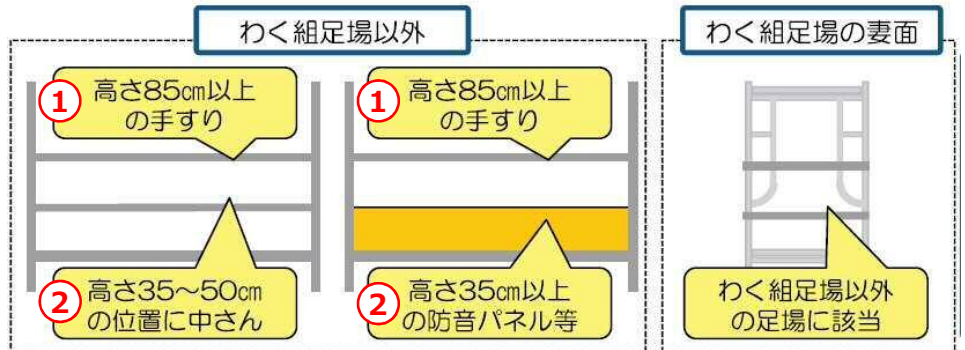
#### ①と②両方の措置

#### ① 「手すり※」

※手すりの位置 = 高さ85cm以上

#### ② 「中さん※」

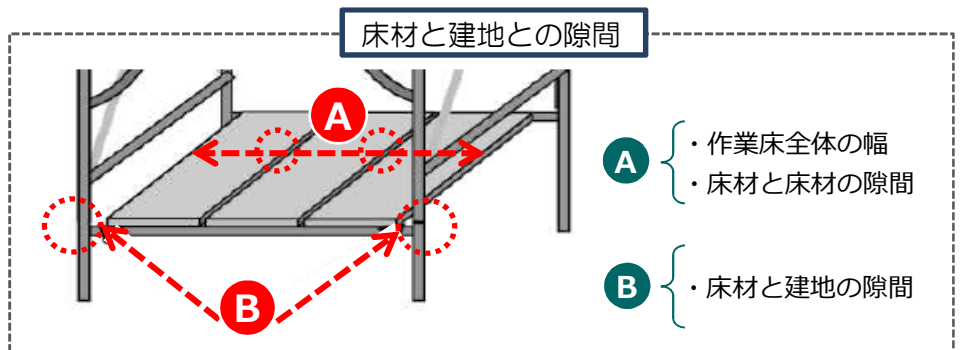
※中さんの位置 = 高さ35~50cm



### 床材と建地との隙間

#### A 作業床の幅は 40cm 以上 床材の隙間は 3cm 以下

#### B 床材と建地の隙間は 12cm 未満



## 墜落防止対策を進めるためのアドバイスをします

### ～ 「墜落・転落災害等防止対策推進事業 (建設業)」 について～

厚生労働省では、「より安全な措置」等の普及促進等を目的として、委託事業「墜落・転落災害等防止対策推進事業 (建設業)」を実施しています (平成29年度は全国仮設安全事業協同組合に委託)。本事業では、主に以下の取組を行っています。

#### ● 「より安全な措置」等に関する調査・診断

→ 「より安全な措置」等の墜落防止対策に関する相談や助言、作業計画・改善計画の作成支援を行う

#### ● 「より安全な措置」等に関する説明会

→ 全国47都道府県で、労働安全衛生規則や「より安全な措置」等に関する理解を深める説明会を実施する

お問い合わせは、全国仮設安全事業協同組合 (本部・支部) まで

ホームページ: <http://www.kasetsuanzen.or.jp>

メールアドレス: [info@kasetsuanzen.or.jp](mailto:info@kasetsuanzen.or.jp)

(注) 平成29年度の説明会は終了しています。

また、平成30年度の事業実施者、事業内容等については、決まり次第のご案内となります。

# 金属アーク溶接等作業について 健康障害防止措置が義務付けられます

厚生労働省では、「溶接ヒューム」について、労働者に神経障害等の健康障害を及ぼすおそれがあることが明らかになったことから、労働安全衛生法施行令、特定化学物質障害予防規則（特化則）等を改正し、新たな告示を制定しました。

改正政省令・告示は、**令和3年4月1日から施行・適用**します。

※作業主任者の選任について経過措置があります（令和4年4月1日施行）

- このリーフレットは、金属アーク溶接等作業を屋外作業場や、毎回異なる屋内作業場で行う事業者向けのものです。
- 金属アーク溶接等作業を継続して屋内作業場で行う方は、リーフレット「金属アーク溶接等作業を継続して屋内作業場で行う皆さまへ」をご覧ください。

※「屋内作業場」とは、以下のいずれかに該当する作業場をいいます。

- ・作業場の建屋の側面の半分以上にわたって壁、羽目板その他のしゃへい物が設けられている場所
- ・ガス、蒸気または粉じんがその内部に滞留するおそれがある場所

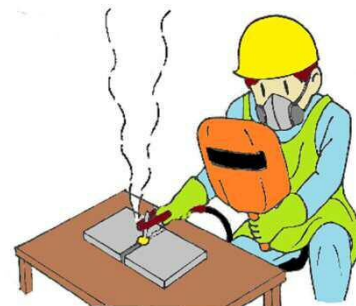
※「継続して行う屋内作業場」には、建築中の建物内部等で金属アーク溶接等作業を同じ場所で繰り返し行わないものは含まれません。

## 1. 新たに規制の対象となった物質

溶接ヒューム（金属アーク溶接等作業（※）において加熱により発生する粒子状物質）について、新たに特化則の特定化学物質（管理第2類物質）として位置付けました。

### ※金属アーク溶接等作業

- ・金属をアーク溶接する作業、
- ・アークを用いて金属を溶断し、またはガウジングする作業
- ・その他の溶接ヒュームを製造し、または取り扱う作業（**燃焼ガス、レーザービーム等を熱源とする溶接、溶断、ガウジングは含まれません**）



### 溶接ヒューム

主な有害性（発がん性、その他の有害性）	性状
発がん性：国際がん研究機関（IARC）グループ1 <b>ヒトに対する発がん性</b>	溶接により生じた蒸気が空気中で凝固した固体の粒子（粒径0.1～1μm程度）
その他：溶接ヒュームに含まれる酸化マンガン（MnO）について <b>神経機能障害</b> 三酸化二マンガン（Mn <sub>2</sub> O <sub>3</sub> ）について <b>神経機能障害、呼吸器系障害</b>	



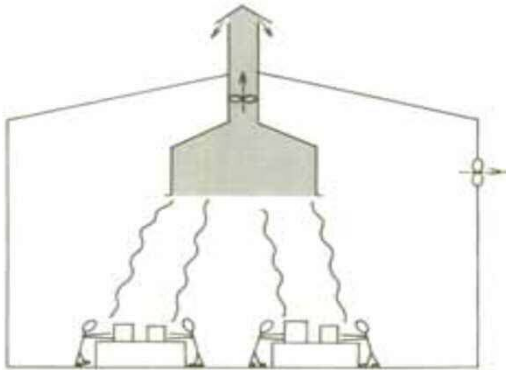
## 2. 特定化学物質としての規制

### (1) 屋内作業場における全体換気装置による換気等

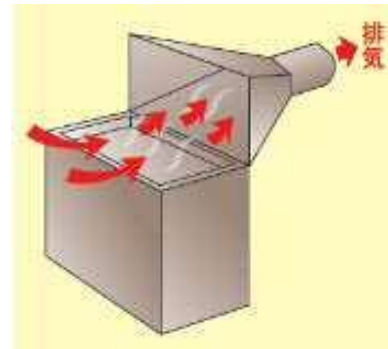
(特化則第38条の21第1項)

- 屋内作業場で金属アーク溶接等作業を行う場合は、溶接ヒュームを減少させるため、**全体換気装置**による換気の実施またはこれと同等以上の措置を講じる必要があります。  
※「**同等以上の措置**」には、プッシュプル型換気装置、局所排気装置が含まれます。
- 「**全体換気装置**」とは、動力により全体換気を行う装置をいいます。なお、全体換気装置は、特定化学物質作業主任者（→3ページ）が、**1月を超えない期間ごとに**、その損傷、異常の有無などについて**点検**する必要があります。

【全体換気装置の例】



【局所排気装置の例】



### (2) 有効な呼吸用保護具の使用 (特化則第38条の21第5項)

金属アーク溶接等作業（→1ページ）に労働者を従事させるときは、当該労働者に**有効な呼吸用保護具**を使用させることが必要です。

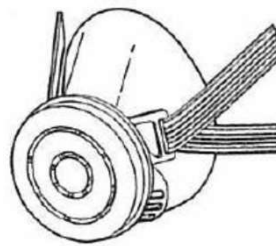
#### (参考) 呼吸用保護具の種類

##### 防じんマスク

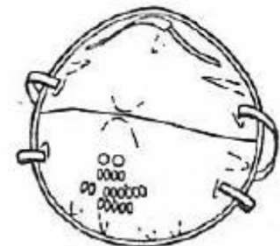
【取り替え式・全面形面体】



【取り替え式・半面形面体】



【使い捨て式】



##### 電動ファン付き呼吸用保護具

【全面形面体】



【半面形面体】



### (3) 特定化学物質作業主任者の選任 (特化則第27条、第28条)

「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習」を修了した者のうちから作業主任者を選任し、次の職務を行わせることが必要です。

(令和4年3月31日まで経過措置あり→4ページ)

- ① 作業に従事する労働者が対象物に汚染され、吸入しないように、**作業の方法を決定し、労働者を指揮**すること
- ② 全体換気装置その他労働者が健康障害を受けることを**予防するための装置を1か月を超えない期間ごとに点検**すること
- ③ **保護具**の使用状況を監視すること

### (4) 特定化学物質健康診断の実施等 (特化則第39条～第42条)

金属アーク溶接等作業に常時従事する労働者などに対して、健康診断を行うことが必要です。

- 金属アーク溶接等作業に**常時従事する**労働者に対し、雇入れまたは当該業務への配置換えの際およびその後**6月以内ごとに1回**、定期的に、規定の事項について健康診断を実施する(1次健診)。
- 上記健康診断の結果、他覚症状が認められる者等で、医師が必要と認めるものに対し、規定の事項について健康診断を実施する(2次健診)。
- 健康診断の結果を労働者に通知する。
- 健康診断の結果(個人票)は、5年間の保存が必要。
- 特定化学物質健康診断結果報告書(特化則様式第3号)を労働基準監督署長に提出する。
- 健康診断の結果異常と診断された場合は、医師の意見を勘案し、必要に応じて労働者の健康を保持するために必要な措置を講じる。

#### ■ 溶接ヒュームの健診項目

1次検診	①業務の経歴の調査 ②作業条件の簡易な調査 ③溶接ヒュームによるせき等パーキンソン症候群様症状の既往歴の有無の検査 ④せき等のパーキンソン症候群様症状の有無の検査 ⑤握力の測定
2次健診	①作業条件の調査 ②呼吸器に係る他覚症状等がある場合における胸部理学的検査等 ③パーキンソン症候群様症状に関する神経学的検査 ④医師が必要と認める場合における尿中等のマンガンの量の測定

※金属アーク溶接等作業に常時従事する場合は、上記とは別に「じん肺健康診断」の実施(じん肺法第7～9条の2)が必要ですのでご注意ください。

## (5) その他必要な措置

金属アーク溶接等作業に関し、次の措置を講じることが必要です。

- ① **安全衛生教育** (安衛則第35条)  
労働者を新たに雇い入れたときや、労働者の作業内容を変更したときは、労働者が従事する業務に関する安全または衛生のため必要な事項について、教育を行う。
- ② **ぼろ等の処理** (特化則第12条の2)  
対象物に汚染されたぼろ (ウエス等)、紙くず等を、ふた付きの不浸透性容器に納めておく。
- ③ **不浸透性の床の設置** (特化則第21条)  
作業場所の床は、不浸透性のもの (コンクリート、鉄板等) とする。
- ④ **立入禁止措置** (特化則第24条)  
関係者以外の立入禁止と、その旨の表示を行う。
- ⑤ **運搬貯蔵時の容器等の使用等** (特化則第25条)  
対象物を運搬、貯蔵する際は、堅固な容器等を使用し、貯蔵場所は一定の場所にし、関係者以外を立入禁止にする。
- ⑥ **休憩室の設置** (特化則第37条)  
対象物を常時製造・取り扱う作業に労働者を従事させるときは、作業場以外の場所に休憩室を設ける。
- ⑦ **洗浄設備の設置** (特化則第38条)  
以下の設備を設ける。
  - ・洗顔、洗身またはうがいの設備
  - ・更衣設備
  - ・洗濯のための設備
- ⑧ **喫煙または飲食の禁止** (特化則第38条の2)  
対象物を製造・取り扱う作業場での喫煙・飲食の禁止と、その旨の表示を行う。
- ⑨ **有効な呼吸用保護具の備え付け等** (特化則第43条、第45条)  
必要な呼吸用保護具を作業場に備え付ける。

## 3. 施行日・経過措置

規制の内容	2020(令和2)年				2021(令和3)年				2022(令和4)年			
	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月
呼吸用保護具の使用等	<b>特化則</b> に基づく呼吸用保護具の使用の義務化前から <b>粉じん則</b> の規定により、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させなければなりません。								呼吸用保護具の 選択・使用(4/1~)			
特定化学物質 作業主任者の選任									選任義務 (4/1~)			
全体換気の実施 特殊健康診断の実施 その他必要な措置									実施義務(4/1~)			

改正内容に関する通達・資料はこちら  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_12725.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_12725.html)



## 2023年4月1日から 危険有害な作業※を行う事業者は以下の1、2に対して一定の保護措置が義務付けられます

- 1 作業を請け負わせる一人親方等
- 2 同じ場所で作業を行う労働者以外の人

労働安全衛生法に基づく省令改正で、作業を請け負わせる一人親方等や、同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対しても、労働者と同等の保護が図られるよう、新たに一定の措置を実施することが事業者に義務付けられます。

### ※ 危険有害な作業とは

労働安全衛生法第22条に関して定められている以下の11の省令で、労働者に対する健康障害防止のための保護措置の実施が義務付けられている作業（業務）が対象です。

- ・労働安全衛生規則
- ・有機溶剤中毒予防規則
- ・鉛中毒予防規則
- ・四アルキル鉛中毒予防規則
- ・特定化学物質障害予防規則
- ・高気圧作業安全衛生規則
- ・電離放射線障害防止規則
- ・酸素欠乏症等防止規則
- ・粉じん障害防止規則
- ・石棉障害予防規則
- ・東日本大震災により生じた放射線物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則

## 法令改正の主な内容

### 1 作業を請け負わせる一人親方等に対する措置の義務化

作業の一部を請け負わせる場合は、請負人（一人親方、下請業者）に対しても、以下の措置の実施が義務付けられます。

- 請負人だけが作業を行うときも、事業者が設置した局所排気装置等の設備を稼働させる（または請負人に設備の使用を許可する）等の配慮を行うこと
- 特定の作業方法で行うことが義務付けられている作業については、請負人に対してもその作業方法を周知すること
- 労働者に保護具を使用させる義務がある作業については、請負人に対しても保護具を使用する必要がある旨を周知すること

### 2 同じ作業場所にいる労働者以外の人に対する措置の義務化

同じ作業場所にいる労働者以外の人（一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、警備員など、契約関係は問わない）に対しても、以下の措置の実施が義務付けられます。

- 労働者に保護具を使用させる義務がある作業場所については、その場所にいる労働者以外の人に対しても保護具を使用する必要がある旨を周知すること
- 労働者を立入禁止や喫煙・飲食禁止にする場所について、その場所にいる労働者以外の人にも立入禁止や喫煙・飲食禁止とすること
- 作業に関する事故等が発生し労働者を退避させる必要があるときは、同じ作業場所にいる労働者以外の人にも退避させること
- 化学物質の有害性等を労働者が見やすいように掲示する義務がある作業場所について、その場所にいる労働者以外の人にも見やすい箇所に掲示すること

## 注意事項

### 重層請負の場合は誰が措置義務者となるか

事業者の請負人に対する配慮義務や周知義務は、請負契約の相手方に対する義務です。三次下請まで作業に従事する場合は、一次下請は二次下請に対する義務を負い、三次下請に対する義務はありません。二次下請が三次下請に対する義務を負います。



### 作業の全部を請け負わせる場合にも措置が必要となるか

事業者が作業の全部を請負人に請け負わせるときは、事業者は単なる注文者の立場にあたるため、この作業は事業者としての措置義務の対象となりません。

### 元方事業者が実施すべき事項

労働安全衛生法第29条第1項で、関係請負人が法やそれに基づく命令（今回改正の11省令を含む）の規定に違反していると認めるときは、必要な指示を行わなければならないとされています。今回の改正で義務付けられた措置を関係請負人が行っていない場合は、「必要な指示」を行わなければなりません。

### 配慮義務の意味

配慮義務は、配慮すれば結果が伴わなくてもよいということではありません。何らかの手段で、労働者と同等の保護が図られるよう便宜を図る等の義務が事業者に課されます。

### 周知の方法

周知は以下のいずれかの方法で行ってください。  
周知内容が複雑な場合等は、①～③のいずれかの方法で行ってください。

- ① 常時作業場所の見やすい場所に掲示または備えつける
- ② 書面を交付する（請負契約時に書面で示すことも含む）
- ③ 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録した上で、各作業場所にこの記録の内容を常時確認できる機器を設置する
- ④ 口頭で伝える

### 請負人等が講ずべき措置

事業者から必要な措置を周知された請負人等自身が、確実にこの措置を実施することが重要です。また、一人親方が家族従事者を使用するときは、家族従事者に対してもこの措置を行うことが重要です。労働者以外の人も立入禁止や喫煙・飲食禁止を遵守しなければなりません。